二　死体の処理
イ　武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。
ロ　次の範囲内において行うこと。
(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
(2)　死体の一時保存
(3)　検案
ハ　検案は、原則として救護班において行うこと。
ニ　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。
(2)　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
(3)　救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。
（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）
第十二条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
一　避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
二　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万三千九百円以内とすること。
第十三条　法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。
（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）
一　救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
イ　飲料水の供給
ロ　医療の提供及び助産
ハ　被災者の捜索及び救出
ニ　死体の捜索及び処理
ホ　救済用物資の整理配分
二　救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

○内閣府告示第二百三十号

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）第一条第一項、第二条並びに第七条第一項及び第二項の規定に基づき、災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等を次のように定め、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等
一　災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号。以下「令」という。）第一条第一項に規定する内閣総理大臣が定める程度は、一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が五あることとする。この場合において、住居の滅失した世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第二項に定める算定方法の例によるものとする。
二　令第一条第一項の規定により第一号に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
イ　被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であって、住居の滅失した世帯の数が五以上の市町村が三以上存在するもの（第一号に定める程度以上の災害を除く。）。この場合において、住居の滅失した世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令第一条第二項に定める算定方法の例によるものとする。
ロ　被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であって、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条に規定する救助（以下「救助」という。）が行われたもの（第一号及びイに定める程度以上の災害を除く。）。
ハ　救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が二以上あるもの（第一号並びにイ及びロに定める程度以上の災害を除く。）。
三　令第二条に規定する内閣総理大臣が定める給付金は、次の各号に掲げるものとする。
イ　災害救助法第十二条の規定により支給される扶助金
ロ　警察表彰規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第十四号）第四条の規定により支給される賞じゅつ金
ハ　消防表彰規程（昭和三十七年消防庁告示第一号）第五条の規定により支給される賞じゅつ金
ニ　賞じゅつ金に関する訓令（昭和三十八年防衛庁訓令第十五号）第二条の規定により支給される賞じゅつ金
四　令第七条第一項に規定する内閣総理大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、次に掲げる場合とし、その場合における災害援護資金の限度額は、それぞれの場合に定める額とする。この場合において、被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別の事情がある場合のロの(2)の適用については、「百七十万円」とあるのは、「二百五十万円」とする。
イ　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号。以下「法」という。）第十条第一項第一号に掲げる被害があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
(1)　法第十条第一項第二号に掲げる損害がない場合　百五十万円
(2)　法第十条第一項第二号の家財の損害があり、かつ、同号に掲げる住居の損害がない場合　二百五十万円
(3)　住居が半壊した場合（被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別の事情がある場合を除く。）　二百七十万円
ロ　法第十条第一項第一号に掲げる被害がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
(1)　法第十条第一項第二号の家財の損害があり、かつ、同号に掲げる住居の損害がない場合　百五十万円
(2)　住居が半壊した場合　百七十万円
(3)　住居が全壊した場合（住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合及び被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別の事情がある場合を除く。）　二百五十万円